

原子力委員会 政策評価部会（第6回） 議事録

1. 日 時 2006年8月17日（木）13：30～14：40

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用743会議室

3. 出席者 近藤部会長、齋藤委員、木元委員、町委員、前田委員
今田幸子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
内閣府 黒木参事官

4. 議 題

（1）報告書（案）に頂いたご意見への対応について

（2）その他

5. 配付資料

資料第1号 「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」
の報告書（案）に対するご意見

資料第2号 「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」
の報告書（案）に対するご意見への対応について（案）

資料第3号 重点安全研究計画に沿った研究課題の取組状況等について

資料第4号 「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」
（案）〔ご意見への対応反映版〕

資料第5号 政策評価部会（第5回）議事録

資料第6号 原子力政策大綱「平和利用の担保」に関する評価の進め方について（案）

(近藤部会長) それでは、第6回の政策評価部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方としては、宮先生、角山先生は都合がつかなくてご欠席でお1人になってしまいました。今田先生には前回来ていただけなかったから、大変有難く存じます。よろしく願いいたします。

本日は、前回取りまとめました報告書(案)につきまして、7月5日から8月4日までの1カ月間、国民に対する意見募集を実施しましたところ、いくつかのご意見をいただきましたので、その頂いたご意見に対する対応を検討していただきまして報告書を完成したいというふうに思いますので、よろしく願いします。

それでは、まず事務局から配付資料について。

(黒木参事官) 資料第1号は、「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」の報告書(案)に対するご意見、資料第2号が「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」の報告書(案)に対するご意見への対応について(案)、資料第3号が重点安全研究計画に沿った研究課題の取組状況等について、資料第4号が原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について(案)、これはご意見への対応を反映したバージョンのものでございます。資料第5号が政策評価部会(第5回)議事録、資料第6号が原子力政策大綱「平和利用の担保」に関する評価の進め方について(案)でございます。

資料に不備がございましたら、事務局の方まで言っていただければと思います。

なお、資料第3号であります。今回、意見募集で頂いたご意見の中にも含まれておりますけれども、原子力安全委員会の方で原子力安全研究計画の取組状況に関して、先月7月24日に原子力安全研究専門部会から原子力安全委員会に報告された資料でございます。原子力安全委員会事務局から私どもへ提供を受けた資料でございますので、あわせて配付してございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、まず報告書(案)に対するご意見への対応についてご審議いただきます。

資料の説明をいただきましょうか。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から資料第1号、資料第2号、あわせて資料第4号についてご説明をしたいと思います。

まず、資料第1号でございますが、これは平成18年7月5日から8月4日の間、国民の方々から意見募集を実施した結果、18名の方、この中には1団体を含んでおりますが、2

2件のご意見をいただきました。

なお、ご意見は、氏名、年齢、性別、職業、連絡先については記載してございませんが、それ以外はそのままだいたご意見を書いてございます。

なお、No. 2と3が同じ方からいただいたものでございまして、またNo. 17、18、19、この3つは同じ団体からいただいたご意見でございます。

具体的なお意見及びその対応は、資料第2号の方でご説明させていただきます。

資料第2号につきまして、これが報告書(案)に対するご意見への対応(案)となっております。

まず、1ページ目を開いていただければと思います。報告書全般に関してのご意見です。ご意見としては、「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価に当たっては、その評価作業の手法及び評価の取りまとめが不十分ではないのか。」というご意見です。具体的には、「評価は原子力委員でなく公平・公正な第三者機関に委ねるべき。」、「ご意見を聴く会の開催が1回、有識者からの意見聴取も3人では少ないのではないか。」というご意見でございます。

対応のところでございますが、本政策評価は、大綱に示されておりますように、「関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、・・・」としてございます。これを踏まえて、他の行政機関の活動を原子力委員会が把握し、大綱に定めた政策の妥当性を評価する活動でございます。したがって、第三者機関に委ねるべきものではなく、原子力委員会が自ら自己評価を行うべきものと考えています。

なお書きでございます。評価に当たっては、多方面からいただいたさまざまな観点からのご意見を踏まえて大綱が策定されたことから、それらの観点から議論することとし、最新の視点も加える趣旨から有識者に加わっていただき、国民からご意見を募集し、ご意見を聴く会を開催いたしました。なお、有識者には、報告書を取りまとめる過程においてもご意見を頂戴いたしました。その結果、今回取りまとめられた評価結果は、今後、関係行政機関において、参考にさせていただけると期待しております。なお、この評価作業は初めての試みですから、その進め方についても改良・改善していきたいと考えています。という対応です。

次に、2ページ目、ご意見として、「政策評価部会におけるPDCA活動の評価は重要であり、原子力研究開発利用が適時、適切に推進されることを期待している。」、「今後、取

り組むべき課題を実行し、新たに出てくる課題に柔軟に対応していくべき。」とのご意見でございます。

対応として、今後の取組の基本的考え方については、本報告書の結論に、「当部会は、今回の安全確保に関する政策の評価に引き続き、他の政策領域についても順次、評価を行っていきます。また、原子力委員会は、定例的な活動を通じて適宜にその後の状況について把握し、妥当性を検証していきます。」と述べています、としております。

次に、ご意見として、「今回の政策評価に関して、原子力安全行政の重要な一翼を占める原子力安全委員会からも、意見を聴取すべきではないか。」というご意見でございます。

対応として、原子力安全委員会は、当委員会と並立した機関として設置されており、本政策評価は原子力委員会が行う評価であるので、同委員会に意見を求めるのは適切ではないと判断しました。ただし、大綱には、原子力安全研究については原子力安全委員会が定める「重点安全研究計画」を踏まえて実施するとの取組の基本的考え方を示しているところがございますので、原子力安全委員会が官民の取組の状況の評価結果を取りまとめられましたので、その結果を記した資料の提出を受け、審議の参考にさせていただきました、としております。

ちなみに、資料の提出を受けたというのは、資料第4号の本報告書の改訂版の3ページに明記させていただいております。

次に、資料第2号3ページ、ご意見として、「「第3章評価の結果」の5ページの2～8行目の「原子力委員会は、・・・妥当性について評価しています。」の文章は、原子力政策大綱が安全確保だけを取組の基本的考え方としているように読めるため、削除した方が良いのではないか。」というご意見でございます。

対応としては、ご意見を踏まえて、下線部、これは資料第4号の5ページになりますが、「原子力政策大綱」の後に「第2章2-1「安全の確保」は、このことを踏まえて・・・」ということで、明確化を図ることにいたしたいと思えます。

次の資料第2号4ページであります。ご意見としては、「原子力安全研究専門部会から原子力安全委員会に報告された「重点安全研究計画に沿った研究課題への取組状況等について」を踏まえた取組状況の記述を加えるべきではないか。」というものでございます。

対応としては、原子力安全委員会より資料の提出を受けまして、本報告書の「第3章評価の結果」に記載しているとおり取りまとめたところでございます。なお、本報告書(案)の意見募集開始後に、先ほど申し上げたように、ご意見にある原子力安全研究の報告書が原

原子力安全委員会の専門部会から報告されたところでございますので、その旨を今回の報告書（案）に修文するとともに、下記「3 - 1 - 2 . 関係行政機関の取組状況」に文章を追加したいと思います。下線部分を読み上げますと、「また、原子力安全研究専門部会は、大学、独立行政法人等の教育・研究機関等における原子力安全研究に携わる人材の育成や、安全研究の実施に必要な予算の確保、基盤施設の維持・整備など重点安全研究に関する推進基盤を確保していくことが必要不可欠であるとしています」というものでございます。この部分は、資料第4号の7ページの方に記載してございます。

続いて、ご意見といたしまして、「原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離することなど、さらなる組織改革について検討すべきではないか。」、具体的には、「国の姿勢が、安全確保より経済性や運転効率が優先されることが懸念される。」、「国は、安全確保に真に責任を持った対応がなされていないのではないか。」、「経済産業省設置法において、「資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く」と規定されており、原子力発電を推進する経済産業省（資源エネルギー庁）から独立していると言えるのか。」というご意見でございます。

対応でございますが、原子力安全・保安院について、さらなる組織改革を検討すべきという意見ですけれども、中ほどですが、「このことについては原子力政策大綱の策定時においても議論され、一定結論が得られたところです。ご意見を聴く会においても類似のご意見が出されましたので、「3 - 1 - 3 . 議論」にそのようなご意見及びそれに対するコメントを整理し、この議論を踏まえて、「3 - 1 - 4 . 評価」において、下から3行目でございますが、「今後とも現在の組織の評価に関する意見を分析し、問題点や改良すべき点の具体的な指摘を求めるなどして、検証を続けていくこととします。」としております、との対応でございます。

次の6ページ、ご意見といたしまして、「規制行政庁において、外部監査の仕組みを確立し、PDCAを回すことより、検査の実効性を改善し、国民に対する規制の透明性を高めるべきではないか。」、また、「国・事業者一体となって安全確保に努める姿勢を軽視することなく国民に安心を与え、信用を得るよう努めていくべきではないか。」というご意見です。

対応でございますが、類似のご意見は政策評価部会においても開陳され、それに対して、規制行政庁の活動は原子力安全委員会から不断にチェックを受ける体制となっていること、また求めに応じて公開で審議して意見具申する原子力安全保安部会も透明性を確保しつつ監査機能を果たしていることが指摘されました。また、PDCAを回すことによって検査の実

効性を改善すること、国民に対する規制の透明性を高めること、国・事業者が一体となって安全確保に取り組むべきことのご意見につきましても、部会で類似のご意見が開陳されました。これらの議論は、「3 - 1 - 3 . 議論」に他の意見に対する議論とともに記載されています。「3 - 1 - 4 . 評価」において、この分野の今後の取組に対する期待を述べているところですが、その内容をより明確化するために、下線部を追記してございます。資料第4号の11ページになりますが、ここでは「安全確保の取組とその評価や改良・改善等の取組が継続的に実施され、その結果が国民に説明され続けていくことを期待します。・・・」というふうに修文したいと思います。

資料第2号7ページであります。「依然として国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでおり、国の安全確保の仕組みが未だ十分に機能しているとは言えないことを明確にすべきである。」というご意見です。

対応としては、原子力安全確保の目標は、人は誤り機械は故障することを忘れず、深層防護の考え方に基いて安全確保策を厚くし、さらに公衆と従業員のリスクを小さくすることです。したがって、人が誤り、機械が故障することをもって直ちに安全の確保の仕組みが十分に機能していないとするのは、適切ではありません。しかしながら、誤りや故障が発生しにくいようにすることが第1の防護壁ですので、この防護壁の健全性確保のための努力が合理的に行われていたかどうか、これらの発生確率を減少させる合理的な改善策がないかどうか等を検討し、なすべき対策を決定し、さらに、その再発が望ましくない頻度で予想される場合にあっては、リスクを十分に低く抑制する観点から、この予想が解消されるまでは、運転条件を制限するなどの措置を講じることとし、これを利害関係者に説明していくべきことは当然です、としております。

さらに、「3 - 6 . 安全確保のための活動に係るコミュニケーション」の「3 - 6 - 4 . 評価」に述べているところですが、この趣旨を一層明確にするため以下のとおり下線部を追記しますと。これは、資料第4号の31ページの方になりますが、「ただし、多くの意見に述べられているように、」の後に、「トラブルの原因分析等を踏まえた」という文言を加えたいと思います。

続きまして、8ページであります。ご意見としては、「事業者による運転管理の継続的改善を促すため、事業者の創意工夫や改善の試行できる仕組みについて、規制側に整備を求めることを、原子力委員会としてメッセージを示すべきではないか。」、「運転管理が最新の知見を踏まえた、科学的・合理的なものとなるよう、国が前面に立って継続的改善に着実に

取り組むべきではないか」というものです。

対応といたしまして、現行の規制の仕組みは、運転管理の継続的改善を不可能にしているとは認識してございません。また、大綱は、事業者の知的努力によって安全を確保しつつ、運転性能の改良・改善が実現する規制環境が法制上は整備されていることを踏まえて、関係者がこれを効果的に活用するべく努力することを期待しているとし、「3 - 2 - 4 . 評価」においても「今後とも、・・・規制行政においてはそうした工夫の試行を認める仕組みの整備を行うことなどを含めて、原子力政策大綱が示した基本的考え方を念頭においた安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善の取組が着実に継続されることを期待します。」としてございます。

9 ページです。ご意見として、「放射性同位元素 (R I) の古い線源が発生されるケースはなくなる」ということは、その取組の成果がないと思われるので、更なる評価が必要ではないか」というものでございます。

対応として、このことに関しては、文部科学省は法令規制以前の古い線源であるためパンフレットを配布し注意喚起を行っているとしています。また、政策評価部会では、いくつかご意見の開陳があったので、「3 - 2 - 3 . 議論」には、それを要約して「発見率を上げるために、国民にそのことの重要性を啓蒙するとともに保有者に報告しやすい対策を実施すべきではないか。」と記載しております。その上で、さらに「3 - 2 - 4 . 評価」においては、「今後とも、・・・原子力政策大綱が示した基本的考え方を念頭においた安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善の取組が着実に継続されることを期待します。」としてございます。

次に、10 ページであります。ご意見として、「リスク方は今後わが国でも積極的に活用していくべきであり、現状の記載はやや抽象的なため原子力委員会としてより明確なコミットメントを示すべきではないか。」というご意見です。

対応としては、安全の確保に係る活動においてリスク情報を活用することについては、「3 - 3 - 4 . 評価」に、「リスク情報は安全確保の活動を考えるための一つの入力ですが、極めて有用な入力」であるとの認識を示しています。その上で、最近に至り、労働安全管理や耐震設計審査指針の審議過程において残留リスクの認識が述べられるなど、関係者の認識が具体的になってきたことを踏まえ、当該箇所を修正を加えたいと思っております。資料第4号では22 ページに当たりますが、修正後の文章として、「国及び事業者等は、原子力安全委員会の公表した定量的安全目標案や性能目標案を参考にしつつ、各種安全基準に示され

た判断の検証の参考に活用する等のより経験を重ねて、次第に、個別の安全規制・制度の検討に活用するようその範囲を広げていくことを期待します。」という文章に修文したいと思えます。

11ページであります。コミュニケーションに関してのご意見で、「国が前面に立って積極的なコミュニケーションを実施すべき。」、「国は、政策・制度を作成する段階から、国民に対して十分な説明をすべき。」としています。

対応といたしまして、ご意見に関しては、「3-6-4.評価」において、安全確保活動に関するコミュニケーションを行っていくことは、説明責任を果たす観点から必須のことですとの趣旨を記載してございます。国及び事業者等は、このことを自覚し、今後ともリスク管理の企画、推進、評価、改善の各段階でこのことを踏まえたコミュニケーション活動に誠実に取り組んでいくことを期待します、としております。

次のご意見ですが、「マスメディアからの情報が早く偏った見方の情報が多々見られるため、住民に迅速、正確に伝えるよう、これらを是正し取り組んでいくべきではないか。」というものでございます。

対応といたしまして、政策評価部会及びご意見を聴く会において同様なご意見が開陳され、議論されましたので、「3-6-3.議論」には、そのご意見とそれに対する次のようなコメント、「国及び事業者等が、それぞれの責任を踏まえて、事故・トラブルの説明に際して、その程度について地域社会やマスメディアに丁寧に説明し、その内容について理解を求めることは重要です。」という文章を記載しています。

後は、ほとんどこの資料第4号は、今ご説明した部分でございますが、開けて見ていただきますように、赤字で修正を書いておりますが、目次のところは「原子力委員会」とか、より言葉、誤字・脱字を訂正したり、表現を統一したりという部分でございます。3ページのところは、原子力安全委員会のいただいた報告書を追記しているものであります。4ページは、先ほど説明した新たに加えたところでございます。基本的には、そういうご説明を加えた部分以外は、より言葉の使い方として明確になるように、もしくは言葉が正確なもとの文献に沿った用語を記載しているという形にしております。あと、資料として、加えた資料をさらに追加しているという修正を施しております。

大体以上が修正点でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

一言、二言申し上げますと、最初の資料第2号の1ページの方法論についてのご意見がご

ざいでしたが、まず自己評価するものだということと、それから意見聴取が少ないということについては、何分、政策大綱が1年半かけて決定されたところ、その間、それを決定する1行の文章を書くにも、さまざまな観点からの議論を踏まえているところ、今回の政策評価の作業では、各委員方から1年半に係る議論を思い出しながら論点として出していただいて、説明者との対話を行った結果を議論としてまとめていると、そういう観点から、そういう議論したのだということを書いているところでございます。

それから、もう1カ所、5ページの原子力安全・保安院の分離問題ですが、これには理由が3点書いてありますので、これに直接それぞれの理由にコメントするかということもあつたんですけども、既に本文中に随分と書いてある。それにもかかわらずこうおっしゃっていただければそれをご存じの上での発言ですから、こちらとしては、報告書にきちんと書いてありますということを今一度お伝えするのみでよいのかなとしているところであります。

私としては、もうちょっと設置法をきちんと書き込むこと、つまり「保安院を資源エネルギー庁に置く」と書いてあるんですけども、同時に経済産業省のさまざまな59項目かな、行政事務のうちの原子力の保安、鉱山保安の2つについて専らにする組織として原子力安全・保安院を置くと書いてあり、それから、人事につきましても、原子力安全・保安院の人事は、院長を除く者は、院長の人事任免権のもとにあると書いてある。それまでに気を使って、省内組織として最大限独立性を担保する格好で設置されているということも書いていいのかなと思ったんですけども、ご意見はその設置法を読んだ上で、書いてあるのですから、これも本文に既に書いてありますよというスタンスで返答するようにしてあります。

それから7ページは、説明はこのとおりなんですけど、こういうことを言うところ、2パラにありますように、「これまでも重大なトラブルが発生した場合には、その原因分析を踏まえた改善等の検討結果が立地地域に説明されたところであり」と、ですから我々は、こうしたことについてコミュニケーションをちゃんとやるのが重要と言っているんだけど、なおこういうことが出てくるとすれば、それを我々は「3-6-4.評価」のところで言っているんですけども、そこについて「トラブルの原因分析等を踏まえた安全確保活動を企画し」云々、それをちゃんと説明していきなさいということをして、念押ししているところ、その趣旨を、こういうご意見のようなご議論があることを踏まえて、ここにやや具体的に、安全確保活動の検討において、当然のことながらトラブルの原因分析等を踏まえたものがあるのしょうから、それが説明されるべきということ、加えて述べているところでございます。

それから、10ページの訂正部分ですけれども、ちょっと日本語がおかしくなっています、すみません。私、昨日、夜中に気づいたんですけれども、「等のより」になっていますけれども、これは「等により」に直していただけますか。「参考に活用する等により経験を重ねて」ということで。

(木元委員) 私は、逆に今、「に」じゃなくて「等の経験をより」と、こっちに来るのかなと思ったんですけれどもね。

(近藤部会長) 「より」を取る手もあったんですけれども、「等」が経験を重ねる手段なので、一応、「等により経験を重ねて」という格好で書いたつもりなんですけど、ちょっと私、どこかにあったなと思いつつ、そのまま昨日、眠くなっちゃって見つけれなかったの、どこかに書いてあったのと、事務局に電話しなきゃならないと思ったんですが、私、忘れてしまいました。すみません。

以上です。

どうぞ、先生方、ご意見いただけますか。

(木元委員) もう1つ、やはり今の言葉のところ、資料第2号の9ページです。多分、本文、資料第4号の方には載らないとは思いますが、これは人の目に触れるものですので申し上げます。9ページのご意見の囲みの下、対応の上から4行目の後段のところ、「国民にそのことの重要性を啓蒙するとともに」とあるんですけれども、「啓蒙」という言葉は差別用語であるという見解があって、今、マスメディアも、それから公的文書からも削除され、いまは「啓発」とか、別の言葉に変えられているんですね。ですから、これは直していただきたいと思います。

(近藤部会長) 「啓発」。

(木元委員) 「啓発」。ちょっとニュアンスが変わってきますけれども、「啓蒙」ではたたかれますよね。

(近藤部会長) 「啓蒙」ね。

(木元委員) 今田先生、何かありましたよね。「啓蒙」を、「啓発」に直したというような。

(近藤部会長) 単純に、「説明」でいいんじゃないかな。

(齋藤委員) 難しい言葉を使ってもね。

(近藤部会長) 難しい言葉を使わないで。

(木元委員) 蒙を啓(ひら)くという意味ですから。

(町委員) 「蒙」というのがよくない訳でしょう。

(木元委員) そうです。

(近藤部会長) 「そのことの重要性を説明するとともに」ですよ。

(木元委員) その方がいい。すっきりしていますね。

(近藤部会長) ありがとうございました。

ほかに。

(前田委員) では、言葉だけの問題ですけれども、2ページの一番下のところで、これは原子力安全委員会から「資料の提出を受け、審議の参考にさせていただきました」と書いてあるんですけども、これは人によって意見はあると思うけれども、僕は「させていただきました」という言い方はちょっと。これは、我々は「審議の参考にいたしました」とかと書くべきではないかと。何か、このごろこういう丁寧な表現が非常にはやっているんだけれども。

(木元委員) いんぎん無礼になっちゃうとよくない。

(前田委員) ということですね。

(近藤部会長) 難しいな。その前の「安全委員会が取りまとめられましたので」という、ここも気になりましたけれども。これは丁寧語が……、「評価結果を取りまとめた」。

(町委員) 「取りまとめた」でもいいのかな。

(前田委員) いいですね、それで。

(近藤部会長) 「られました」というのは相当なものだね、確かに。敬意を持って。丁寧語はただ「まとめましたので」でいいね。「まとめましたので、その提出を受け」というのはちょっとおかしいね、用語が。

(木元委員) 相手に対して言う言い方で、自分がやっているんじゃないから。

(近藤部会長) これ抜いちゃって、「その結果を記した資料を審議の参考にしました」と。

ありがとうございました。

(前田委員) 「取りまとめ」でいいんですね。

(近藤部会長) 「取りまとめましたので、その結果を記した資料を審議の参考にしました」と。

(木元委員) 「取りまとめ、」で、次の「その結果を」つながるんじゃないかな。

(齋藤委員) そうそう、それでだめですかね。

(近藤部会長) 「提出を受け」なんですよ。主体がころっと変わった。

(木元委員) 「取りまとめ、その結果を記した資料の提出を受けましたので」と、ここに「ましたので」を入れれば。

(近藤部会長) 「ましたので」をここにしますか。でも、安全委員会が受けたのではないんだ

から、やはり「が受けました」じゃ困るかな。「安全委員会がこのことに関する官民の取組の状況の評価結果を取りまとめ、その結果を記した資料を作成しましたので、それを」とかにして。

(木元委員) それなら。「提出を受け」がおかしい。

(近藤部会長) とにかく日本語にしましょう。「これを審議の参考にしました」が一番わかりやすいですか。

ありがとうございました。

ほかに。

(前田委員) 全般的なことでもいいですか。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(前田委員) 政策大綱をつくって、今後評価をしていきます、政策評価をしますよということをアナウンスして、今回のこれが最初の評価部会だったということで、今から思うと「安全」をテーマにして取り組んだということは、議論が非常に具体的にもなったし、結果として僕は非常によかったかなと思っています。この今回の議論の結果というか経験を、これから他の分野の評価にどういうふうにこれを生かしていくかということがあるかと思うんですけども、他の分野だとこれほど具体的な議論ができない場合もあるかなという気もしますけれども、そこは今回の経験を生かしながら工夫をしていけばいいんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

22件、18名のご意見が出たわけですが、そういう意味ではどこかのご意見にあったけれども、やや意見の数が少なかったかなという感じがあることはありますけれども、内容的には非常に具体的に突っ込んだご意見が多かったし、当然、専門的、技術的なテーマだから、数が多く出てくることは期待できないということもありますので、この辺が妥当なところかなというふうに思います。

今回、その意見に対していろいろ対応を考えたわけですが、当然、この資料第2号には書いてないにしても、実際の生の意見の中には、こういう建設的な、あるいは批判的な意見とともに、我々の取組を非常に適切であるというふうに評価してもらった意見も多々あったように思いますので、そういう意味では、評価部会の活動は適切に評価されたかなというふうに思っています。

一番悩ましいというか、難しい意見は、先ほど委員長もおっしゃったけれども、原子力安全・保安院の分離、独立のところかなというふうに思いましたけれども、これは策定会議で

さんざん議論したところでもあり、そしてその結果、今後とも問題点や改良すべき点の指摘を求めて検証を続けていきますと、こういうふうに言っているわけですから、今の時点ではやはりこの検証を続けていくという立場でいいのであって、今すぐ組織、制度等を見直すというのは、妥当ではないと、こういうふうに思います。

全体的にはそういう感想であります。

(近藤部会長) ありがとうございます。

この5ページに3つの理由が書いてあるのですが、理由というより思いなのです。「国の姿勢が」とあるところ、安全委員会なり これは国といいますから安全委員会も含めて、「安全確保より経済性や運転効率が優先されることが懸念される。」と言われる。懸念ですからしょうがないんですけども、エビデンスがないままにこういうことを言われると困るんですね。それから、その次の「安全確保に真に責任を持った対応がなされていないのではないか」、これは問いかけで意見ということでもないんですね。だから、原子力安全・保安院が今の設置形態であるから対応が不十分になるということにはならないのではないかなという返し方もあるかなとは思いますが、そういう事例があれば言ってくれとまで言っているのですから、そういう原則的立場が既に述べられているとして良いとしたわけです。

その次の点は、先ほど申し上げましたように、設置法には取扱職務が定められてある。それを知った上で事務とか人事の項を外してここに書いてきたとすれば、そこまで説明する必要はないかということでございます。

何か、今田さん。

(今田総括研究員) 私、気になったので、細かな厳密なきちとした法律だとか、いろいろなルールが敷かれているというのはあるんでしょうけれども、そんなに知らないでしょうから。細かいことは、やはり保安院というのが組織的にはその辺の生き証人はあるんだけど、その保安院の職務を客観的に合理的に遂行し得るに十分足る人材であるという、そういうことをここで書く必要があると思うんです。

任命権とおっしゃいましたよね。それからあと職務については、職務権限で縛っている。もう一つは、そういうふうにそういう職務をするに足りる人材であると、養成されているし、チェックをされて訓練されていると、その3つをきちっと言っておけば、組織的にそういうエネルギー庁の方にあるからといって、彼らの、保安院の職務が公平性を損なうものではないということはやはり言った方が、ここの議論って受け入れやすいですよ。チェックするところが我々の教育を受ける、チェックするところが客観的にチェックなんかできる訳ない

じゃないか、推進するところがチェックできる訳ないじゃないかということに対して、やはり国のレベルで説明をした方が親切かなというのが、私の素人の意見です。

(近藤部会長) 資料4号の11ページの頭にあるんですが、そういうさまさまの議論を踏まえてのコメントとして、「保安院は、経済産業省の特別な機関として設置されており、大臣は保安院長に対して安全第一の行政を指示しています」と。安全条約においては、「安全規制と行政当局が独立しているとは、その行政決定において安全以外の配慮を優先することを求められること」がない組織であるとされている。このことから、現在の仕組みはこれと矛盾しないと云えます。これは国際評価においてもそのように認められています」と、そこまで書いて、ここまで書きちゃったからもういいやと思ったんですけども、確かにここは外形的な話が書いてあるだけでして、組織論的なことはここではやや薄いことは薄いんですけども、どうでしょうかね。

(齋藤委員) 今田先生のおっしゃったように、この質問を出されてこられた方は、委員長のおっしゃったような裏を全部ご存じの上で書いてこられていると。しかし、我々としてはやはり理解してもらいたいのは、国民、一般の方々であるということからすると、きちんとすべきというか、基本としているところはどういうところに論拠があるのかを、やはり書いておくべきではないかと思えます。

それからもう一つ、我々が原子力安全・保安院から説明を受けたときに、3つの理念と4つの行動規範というのがありましたね。その4つの行動規範の中には、業務遂行の透明性とか、中立性、公正性とか、そういうことが全部謳っている訳でありますから、そういうことも書いて、やはり相手は一般国民であるという視点で書かれた方が良いのではないかと思います。

(近藤部会長) 3つと4つは7ページに書いてはあるんですけどもね。

(齋藤委員) これは要するにセットで見てくれるか、独立でしかこれを読まないかというようなところもありますからね。

(前田委員) 最終的には、しかし、政策評価部会のこの報告書を皆さん読むんだらうと思うんですけどもね。

(齋藤委員) 基本的にはそうですね。

(前田委員) この資料第2号を読んでもらうと。

(近藤部会長) 整理の仕方として、7ページの原子力安全・保安院の存在のありようについて、ここにもう少しそもそも論として自らをきちんと語れということで7ページのところにちゃ

んと書き込むのがいいのかもしれませんがね。

11ページの質問に対するコメントは、さまざまな議論があるところで、それに対してのいわば一種の反論として、ここに議論の格好をとって書いている。だから、結論としてゼロ回答ではなくて、具体的な課題のご指摘があれば、さらにその検討を深めるといふ、そういう形で検証を続けるという待ちのポジションだということをお主張して終わっていますから、ここを後手後手にするのはどうですかね。

(齋藤委員) こちらの資料第2号の方には、より詳しくは資料第4号に記述してありますと入れておけばよろしいかと思えます。

(近藤部会長) もちろん最後の文章のところは、ここについては経緯を既に書いてあるよということはあるんですけども。

では、基本方針としては、7ページのところ、原子力安全・保安院の設置の、問われて答えるまでもなく自らをきちんと語るという趣旨でまずファクトとして書けるものは書き込んでおくことにして、その上で11ページの方でいわば我々のポジションとしてのそういう議論は確かにずっとあるので、これからは具体的ご指摘があれば検証していくということはお変えないんですよという、そういうポジションなんですよという、その説明を改めて加えると。それは今書いてあるわけですけども。

ですから、まず前段の疑念にかかるところは、設置のありよう、7ページのところをよく読んでくださいよということにして、そういう文章につくり直すということにしましょうか。

はい、わかりました。

(木元委員) ちょっとわきへそれるかもしれませんがけれども、やはり分離論を持っている女性と会ったときに、「私たちびっくりしたわ」と言われました。パロマの事件があったときに、原子力安全・保安院が謝罪報告を受けたと。原子力に限らずすべての安全も公平・公正にやるんだということが見えたわというので、保安院の存在がわかったというような認識をもったんですね。ですから、割合知られてないところがあったなという気がしましたので、これだけここに書いてあるからわかると思うんですけどもね。

(近藤部会長) それでは、ちょっと工夫しましょう。

ほかに。

ありがとうございました。他に何か。

そういたしますと、宮先生と角山先生ですが、事前に事務局からこんな対応をするというところのご説明を申し上げたところ、よろしいんじゃないでしょうかというご意見をいただ

いておりますので、最終版がないままでありますけれども、今のような修正をするということをご前提にいたしまして、この対応案並びにそれを踏まえた資料第4号を本部会の報告書とすることについて、ご了承いただけますでしょうか。

(町委員) この中に「期待する」という言葉が随所にも書いてありますが、受け取った実施する省庁はこれに対応する施策について回答は来るのですか。

(近藤部会長) 大綱自体が「期待する」という表現を使っているわけですね。ですから、それを踏まえて、今期待しているとおりやっておられるかということをごまさにこの分野についてお聴きして、なるほどという評価をしたところです。

ここは「改善を期待する」とか「引き続きちゃんとくれることを期待する」と書いてありますので、それについては待っているという面もありますけれども、同時に、例えば概算要求で具体的にアクションをとられているかどうかをチェックするということもできますし、それが非常に重要であれば、我々が概算要求の基本方針に打ち出して、ぜひ、やってくれよということをご要請するということもできると思います。

それからもう一つは、この評価は1回限りということでは必ずしもなくて、さまざまな機会にあれどうなっているという発言をする、この場を通じて発言するということができる。この場というか、この政策評価部会は原子力委員会の組織ですね。とりあえずこれは原子力委員会に差し上げる報告書でありますので、原子力委員会はそういう形でお使いいただければよろしいのかと思います。よろしゅうございますか。

はい、では、ということで、これにてこの安全の確保に関する検討は終了ということで、これについては本日のコメントを適切に報告書に反映して最終版とし、原子力委員会に報告することにしますがよろしいですか。

(了解)

ありがとうございました。

そういたしますと、もう一つ何かありましたね。

(黒木参事官) 資料第6号の次回の進め方ですけれども。

(近藤部会長) どうぞ。

(黒木参事官) 資料第6号でございますが、一応安全の確保について調査審議、一段落いたしましたので、次回何をやるかということでございます。原子力政策大綱、順繰りに全部やるわけですけれども、タイミングとしてどういうものかということでご提案させていただきます。

大綱の平和利用の担保に関する評価の進め方について（案）ということで、平和利用の担保を次回以降の政策評価の評価対象にさせていただいたらどうかということでございます。これは、六ヶ所再処理工場においてはアクティブ試験が始まってきたとか、それからプルサーマルの地元の受け入れが少しずつ進みつつあるという状況を踏まえて、やはりプルトニウムとの関係を考えると、平和利用の担保というのを実施するのが一番タイムリーな状況ではないかということからご提案をさせていただくものでございます。

今後の進め方としては、さきに決めた政策評価実施要領に基づき評価を実施し、冬頃に取りまとめることを目指すという形で進めてはいかがかということでもあります。

後の方の別紙で、大綱の平和利用の担保の関係部分の抜粋、第1章と第2章のところに記載をしております。

以上です。

（近藤部会長）ありがとうございました。

まず、これをテーマにすることによろしゅうございますか。

（了解）

進め方について、何かご意見ありませんでしょうか。我々の先ほどの資料第4号、今後の進め方についても改良・改善したいとか、具体的な改良・改善の提案がもしあれば伺いますが、ご提案いただければと思いますけれども。

私は、昨日、有識者の方にご意見を聴く会からご参加いただきながら、最後までおつき合いいいただいたということもあって、もちろん適切な識者の方は最初からまずはお願いで、ご意見を聴く会から報告書の取りまとめのおつき合いいいただくということを、その方がいいのかなと思います。

それから、人数が少ないというご意見がありましたので、これも少し工夫をして、原子力委員の数と同じぐらいいらっしゃる方が。いや、もっと多くしてというのものもあるかもしれないですけども。

（町委員）委員の数ですか。

（近藤部会長）いや、有識者の数。

（町委員）有識者の数が少ないという意見、3人は少ないというふうにあったんですね。

（近藤部会長）ここに書いてありますからね。改良・改善しますと言っているから。

ちょっとそれは検討させていただければと思います。

（町委員）多ければいいというものでもなくて、適切な人が重要ですよね。

(齋藤委員) テーマによりますからね。

(近藤部会長) イギリスの書類を見ていたら、委員会と書いてあるけれども、3人委員会というのがあるんですね。3人でも委員会ですね。だから、1人では委員会にはならないんだらうけれども、3人でもいいという考え方がありますので、適切な人であればいいんだらうと思いますけれども。

(木元委員) 最低3人ですか。常識的にどうなんでしょう。

(近藤部会長) 常識的に委員会というのはどうなんですかね。コンパクトに議論ができるというか、むしろ10人以内ということなんでしょうね。10人ぐらいなら委員会、もっとも国会の委員会は随分多いけれども。

(木元委員) 余談ですけども、郵政民営化の場合に、委員長をはじめどんどん、どんどん抜きましたよね。最終的には3人でした。

(近藤部会長) あれで成立するんですね。

(木元委員) 成立するのね。

(前田委員) 2人じゃ意見が分かれたときに困るから……。

(近藤部会長) 3人いればもんじゅの知恵とか言って、3人は必要。

それでは、そのような方向で早速始めるように、事務方に準備をお願いいたします。

(黒木参事官) はい。

(近藤部会長) そのほか何かありますか。

(黒木参事官) 安全確保に関する報告書につきましては、原子力委員会定例会に報告することになっています。本日いただいた意見、若干コメントがありますので、間に合えば来週の火曜日の本会議に報告することで進めたいと思います。

それから、次回の評価部会、平和利用の担保ということで、9月中には開催したいと思いますので、日時等決まりましたら、改めて公開させていただきます。

(木元委員) まだ決まりませんか。

(黒木参事官) まだちょっと日時決まらないんですけども、9月のできれば。

(木元委員) 候補日を幾つか挙げたんですね。

(黒木参事官) ええ、早い時期がいいかなと思ってはおりますけれども。

(町委員) それこそ有識者の先生のご都合がありますよね。

(近藤部会長) 定例会議でそれを話題にできるぐらいのタイミングになる、ならない。

(黒木参事官) ですと、来週の火曜日ですか。

(近藤部会長) まあいいですよ。木元先生の予定の関係で決めた方がいい。

(木元委員) 早く決めていただいた方が、いろいろなことがペンディングになっているので。この部会を優先しますから、早くこれが決まれば、次々と予定が納まります。決まらないで延び延びになると全部チャラにならざるを得なくなるなり、私としては非常にゆゆしき事態になるということです。

(黒木参事官) わかります。では、できるだけ早く。

(近藤部会長) 今度は少し有識者をふやしますから、欠席されても目立たないようにしますから。

(黒木参事官) 早急に決めて、日程についてはご相談させていただこうと思います。

(木元委員) よろしく願いいたします。

(近藤部会長) では、よろしゅうございますか、これで終わって。

それでは、どうもありがとうございます。

これで終わりにします。

今田先生、大変お忙しいところ、おつき合いいただきましてありがとうございました。最後まで貴重なご意見をいただきました。

- 了 -